

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	国民健康保険資格管理・給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険資格管理・給付に関する事務では、その事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県阿南市長

## 公表日

令和4年5月19日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険資格管理・給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住民を対象とする地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもある。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付に関する事業を行う。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p><b>【資格】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理</li><li>②被保険者証・高齢受給者証等の交付</li><li>③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付</li><li>④オンライン資格確認等の準備業務</li></ul> <p><b>【保険給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①療養費の申請受理及び支給</li><li>②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支給</li><li>③不当利得事務</li><li>④出産育児一時金・葬祭費の支給</li><li>⑤第三者行為求償事務</li><li>⑥診療(調剤)報酬明細書等の点検事務</li><li>⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務</li></ul> <p>番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>1 国民健康保険(資格)システム</li><li>2 国民健康保険(給付)システム</li><li>3 番号連携サーバ</li><li>4 中間サーバ</li><li>5 国保総合システム、国保情報集約システム</li><li>6 医療保険者向け中間サーバ等</li></ul>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
・国民健康保険資格情報ファイル ・国民健康保険給付情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2 オンライン資格確認等の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	保健福祉部 保険年金課	
②所属長の役職名	保険年金課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	阿南市保健福祉部保険年金課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1118	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署	課長 宮田 俊子	課長 吉積 和己	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 次期国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 吉積 和己	課長 荒井 啓之	事後	
平成29年6月8日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第12号、第3条第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号	第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第13号、第3条第4号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 荒井 啓之	課長 吉岡 泰香	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署	課長 吉岡 泰香	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97及び106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条第3号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第13号、第3条第4号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号、第4条第2号、第5条第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号、第19条第1号、第20条第8号、第33条第1号、第43条第3号、第44条第1号並びに第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第15号及び第16号</p>	<p>(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	<p>国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住民を対象とする地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもある。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付に関する事業を行う。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理</li> <li>②被保険者証・高齢受給者証等の交付</li> <li>③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付</li> </ul>	<p>国民健康保険とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>国民健康保険は、市区町村の保有する住民に関する情報(住民基本台帳)に基づき地域住民を対象とする地域保険であると同時に、他の医療保険に加入しない住民が最終的に加入する強制保険でもある。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険資格管理・給付に関する事業を行う。</p> <p>阿南市は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①住民票登録異動、社会保険資格の得喪等に伴う被保険者資格の管理</li> <li>②被保険者証・高齢受給者証等の交付</li> <li>③限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の申請受理及び交付</li> <li>④オンライン資格確認等の準備業務</li> </ul>	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事務 の概要	<p>【保険給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療養費の申請受理及び支給</li> <li>②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支給</li> <li>③不当利得事務</li> <li>④出産育児一時金・葬祭費の支給</li> <li>⑤第三者行為求償事務</li> <li>⑥診療(調剤)報酬明細書等の点検事務</li> <li>⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務</li> </ul> <p>番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する。</p>	<p>【保険給付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療養費の申請受理及び支給</li> <li>②高額療養費・高額介護合算療養費の申請受理及び支給</li> <li>③不当利得事務</li> <li>④出産育児一時金・葬祭費の支給</li> <li>⑤第三者行為求償事務</li> <li>⑥診療(調剤)報酬明細書等の点検事務</li> <li>⑦診療(調剤)報酬等請求の支払事務</li> </ul> <p>番号法別表第2に基づいて、阿南市は、国民健康保険資格管理・給付に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーシステムへ登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月22日	I 関連情報 1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シ ステムの名称	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 次期国保総合システム、国保情報集約シ ステム	1 国民健康保険(資格)システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 番号連携サーバ 4 中間サーバ 5 国保総合システム、国保情報集約システム 6 医療保険者向け中間サーバ等	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 3個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、第 3号、第4号及び第5号	番号法第9条第1項及び別表第1の30の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第24条第1号、第2号、第 3号、第4号及び第5号 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2 項	事後	
令和2年10月22日	I 関連情報 4情報提供ネッ トワークによる情報連携 ②法令 上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、2 2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2 6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第 5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12 条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の 2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33 条、第43条、第44条、第46条、第49条、第5 3条、第55条の2及び第59条の3  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、2 2、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成2 6年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第 5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12 条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の 2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33 条、第43条、第44条、第46条、第49条、第5 3条、第55条の2及び第59条の3  (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2  オンライン資格確認等の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2 項	事後	
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和2年10月22日	IIしきい値判断項目 2取扱者 数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年10月1日	事後	



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2</p> <p>オンライン資格確認等の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、106、109及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の42及び43の項 別表第2省令第25条及び第25条の2</p> <p>オンライン資格確認等の準備業務 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IVリスク対策 8監査 実施の有無	[ ]内部監査	[○]内部監査	事後	